

規制シート(様式)

(別紙1)

160195102260002

平成27年5月14日

規制の名称	診療放射線技師の業務実施体制の制限	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	○診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条(略) 2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 略 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。 三 略	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医政局医事課 課長 渡辺 真俊
規制目的	放射線の照射が人体に及ぼす影響を踏まえ、その安全性を担保するため。		
規制内容の概要	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないこととされている。 ただし、この例外として、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射するとき等は、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下、一定の強度のエックス線を照射するときであれば、病院又は診療所以外の場所であっても業務を行うことができるとされていたが、これに加え、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射するときも、医師又は歯科医師の立会いを求めないこととする法律改正を行い、平成26年6月25日から施行されている。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	御要望の検査については、人体に及ぼす影響を踏まえ、引き続き安全性を担保する必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任 の根拠となる法令の条 項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理 由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160194802010003

平成27年5月14日

規制の名称	我が国の医師免許を有さない者による医業の禁止	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	○医師法(昭和23年法律第201号) 第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医政局医事課 課長 渡辺 真俊
規制目的	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得したものでなければ、医業を行ってはならないこととしている。		
規制内容の概要	医師法第17条では、医師でなければ医業を行うことはできないとされており、医師免許を取得するには、医師国家試験に合格することが必要とされている。 医師資格に関する二国間協定では、相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、一定の条件を付した医師免許を与えている。	関連する予 算	—
規制の最近の改廃 経緯	二国間協定に基づき医師免許を取得する外国医師については、受入人数枠や受入医療機関等に関する条件が設けられているが、国家戦略特区のうち、二国間協定に基づく外国医師の受入れを希望する区域については、相手国と交渉し、これらの条件を拡大することとしている。	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革又 は新設する理由	国家戦略特区は、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づき、一定の区域が定められているものである。国家戦略特区における二国間協定に関する特例措置は、こうした国家戦略特区の趣旨に沿うものとして、国家戦略特区内に限って、その条件を拡大することとしている。 他方で、当該特例措置を御要望の全国の希望する地域で認めることについては、その地域が国家戦略特区のように法令で定められるものではなく、その趣旨が現時点では必ずしも明らかでないので、この時点での検討は控えたいと考えている。	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

170195202290001

平成27年4月24日

規制の名称	相続未登記農地の農地中間管理機構の活用に関する規制改革ホットライン提案について	所管府省	農林水産省
根拠法令等	農地法第32～43条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	経営局農地政策課 課長 渡邊毅
規制目的	遊休農地を農地として有効活用することにより、国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資する。		
規制内容の概要	<p>・共有農地が遊休農地(農地法第32条第1項第1号又は第2号に該当)もしくは耕作者不在の農地(農地法第33条に該当)である場合については、所在が知れている所有者に対して利用意向調査を行い、所有者が意向どおり実行しない場合は、農業委員会が農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に県知事の裁定により機構が農地中間管理権を設定することが可能(5年を超えない期間)。</p> <p>・所有者が分からない遊休農地は、農地台帳や登記簿において権利者とされる者が死亡している場合、生存状況と居所を調べる相続人の対象を配偶者と子に限定し、過半の持分を有する者が不在または所在不明であれば、農業委員会が公示を行い、最終的に都道府県知事の裁定により農地中間管理機構が利用権を設定することが可能(5年を超えない期間)。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成25年の農地法改正において、共有持分の過半を有する者が分からない場合には、公告手続を経て農地中間管理機構に利用権を設定できるようにしたところ。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	ホットラインにより提案のあった相続人代表者の同意のみで5年を超える利用権の設定を可能とすることは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができず、また、共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決するとする民法の原則との関係で、慎重に検討する必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

110195001310003

平成27年4月21日

規制の名称	電波法規制の緩和	所管府省	総務省
根拠法令等	電波法施行規則第6条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総合通信基盤局電波部電波政策課 課長 田原 康生
規制目的	無線通信の混信や妨害を防ぎ、また、有効希少な資源である電波の効率的な利用を確保するため、無線局の開設は原則として免許制としている。ただし、発射する電波が著しく微弱な無線局については例外的に免許不要としているところであり、その条件等について明確化する必要があるため、当該無線局の無線設備からの距離を定め、周波数帯毎に電界強度(電波の強さ)の上限値を定めている。		
規制内容の概要	3mの距離において測定する電界強度が一定値以下となる場合には、発射する電波が著しく微弱であるということで無線局免許を受けずに使用することができる。 また、電界強度がより強い場合であっても、電波が遮へいされる試験設備の内部であれば、無線局免許を受けずに使用することができる。 他方、提案された用途であっても、簡素な手続により実験試験局として開設し、実験を行うことが可能。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	仮に特定の敷地内に限って電界強度の条件を緩和しようとする場合であっても、当該敷地に持ち込まれる他の無線機器や、(一般的に地表面よりも減衰しないで電波が伝搬する)上空を通過する航空機等に対して有害な混信・干渉を与えることが見込まれるため、何かしらの限定条件又は確認行為を要することとなる。 このため、そうした場合に想定される限定条件や確認行為について検討し、制度改正の可能性について判断することとする。	規制の維持、改革又は新設の別	今後検討
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	今後検討		
次の見直し時期	平成27年度に検討を開始し、同年度内に結論を得る予定。		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

110195001310002

平成27年4月21日

規制の名称	陸上移動局の定義(携帯電話の運用場所の限界)	所管府省	総務省
根拠法令等	電波法施行規則第4条第1項第12号(陸上移動局の定義)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総合通信基盤局電波部移動通信課 課長 布施田 英生
規制目的	電波法の規定を施行するために必要な事項である無線局の種別及び定義を定めるもの。		
規制内容の概要	携帯電話の端末は、現行制度上、陸上移動局として無線局の免許が付与されているが、これは、携帯電話のシステムが、その端末が人の移動する範囲で使われることを想定し陸上をカバーするように設計されているものであることによるものである。陸上移動局は、電波法施行規則第4条第1項第12号に規定しているとおり、「陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局」として定義されており、携帯電話のシステムに見合ったものとなっている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	携帯電話は、上空での利用を想定したシステム設計ではなく、陸上での利用を想定したものとなっており、その前提で制度設計がなされ、陸上移動局として免許されている。 一般に、無線システムの技術的条件を定め設計を行うにあたっては、その無線システムの利用の態様や諸元の検討のみならず、利用周波数帯が隣接する他の無線システムとの間で相互に影響を与えないような共用条件の検討が必要となるが、上述のとおり、携帯電話のシステムは陸上の多数の利用者の通信を最も効率よく收容するように設計されているものであり、現在ある全国30万局にも及ぶ携帯電話基地局の整備に際し上空での利用に関する検討はなされておらず、仮に上空での利用を解禁した場合、広い地域で他システムへの干渉や通信障害を引き起こす可能性がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198001
150195103190001

平成27年5月11日

規制の名称	日本語教育機関の審査(校地校舎自己所有)判断基準の緩和	所管府省	法務省・文部科学省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功 高等教育局学生・留学生課 室長 大川 晃平
規制目的	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄に規定する告示に定める日本語教育機関の適格性を判断するため。		
規制内容の概要	平成7年10月以降に開設しようとする日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有するものとする。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	日本語教育機関が設備及び編制に関して専修学校等に準ずる機関であると認められるためには、専修学校等が求められる校地及び校舎の所有形態に準ずる必要があることから、当時の専修学校設置基準等を踏まえ、日本語教育審査内規において、平成7年10月以降は自己所有を定めることとされたもの。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	現在、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しの検討を行っている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持(内容の検討)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	関係省庁と現在検討を行っている。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198002

平成27年5月11日

規制の名称	永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し/永住権付与条件の緩和	所管府省	法務省
根拠法令等	永住許可に関するガイドライン	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功
規制目的	永住許可の予見可能性の向上の観点から、一定の目安について永住許可に関するガイドラインとして公表しているもの。		
規制内容の概要	永住許可は申請人の在留状況等を総合的に勘案して判断されるべき性質のものであり、個別の事情により、ガイドラインに直接当てはまらない場合でも永住を許可する事例がある。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	永住許可に係る要件については、永住許可に関するガイドラインを公表し、その内容の明確化に努めているところ、永住許可に関するガイドラインの位置付けは、総合的に判断されるべき永住許可について予見可能性の向上の観点から一定の目安を公表するものであるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198003

平成27年5月11日

規制の名称	外国人の就労に関わるビザの発行スピード改善について	所管府省	法務省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2, 別表第一, 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2, 別表第三, 別記第6号の3様式	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功
規制目的	在留資格変更許可申請, 在留資格認定証明書交付申請等に対し, 審査を行うために一定の期間を必要としているもの。		
規制内容の概要	在留資格変更許可申請については2週間~1か月, 在留資格認定証明書交付申請については1か月~3か月を標準処理期間としている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	在留資格変更許可申請については2週間~1か月, 在留資格認定証明書交付申請については1か月~3か月を標準処理期間として当省のホームページで公表しており, 特別な対応を要するものを除き, 当該期間内の処理に努めている。また, 在留資格変更申請については, 「在留資格の変更, 在留期間の更新許可のガイドライン」を当省のホームページで公表し, 審査に当たって考慮する事項を具体的に示している。 さらに, 「企業内転勤」「研究」「技術・人文知識・国際業務」等の就労活動に係る在留資格に関しては, 企業をカテゴリー1からカテゴリー4に分類し, 上場企業など一定の要件を満たす企業において就労する外国人からの申請について, 提出資料を大幅に簡素化する等の措置を講じるなど, 迅速処理に努めている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

190195101850001

平成27年5月7日

規制の名称	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第11条の2第3項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省令第619号) 第14条、92条、170条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	自動車局技術政策課長 島 雅之
規制目的	イモビライザについて、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとする こと		
規制内容の概要	一定の自動車に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠機能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	道路運送車両の保安基準を一部改正し、イモビライザに係る規定を創設し、技術的な要件について道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正を行っているところ。	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	自動車には、比較的安価な車両から、高級車両まで様々な種類の車両が存在しており、イモビライザを義務づけると、その種類によっては、車両の設計変更や価格の上昇につながり、ユーザーへの負担をかけることになる。 このため現時点では、イモビライザを装着する場合の技術要件のみを規定する現行の規制を維持。	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198002

平成27年5月11日

規制の名称	永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し/永住権付与条件の緩和	所管府省	法務省
根拠法令等	永住許可に関するガイドライン	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功
規制目的	永住許可の予見可能性の向上の観点から、一定の目安について永住許可に関するガイドラインとして公表しているもの。		
規制内容の概要	永住許可は申請人の在留状況等を総合的に勘案して判断されるべき性質のものであり、個別の事情により、ガイドラインに直接当てはまらない場合でも永住を許可する事例がある。	関連する予 算	—
規制の最近の改廃経 緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革又 は新設する理由	永住許可に係る要件については、永住許可に関するガイドラインを公表し、その内容の明確化に努めているところ、永住許可に関するガイドラインの位置付けは、総合的に判断されるべき永住許可について予見可能性の向上の観点から一定の目安を公表するものであるため。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する場 合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

110194801860003

平成27年4月21日

規制の名称	屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認	所管府省	総務省
根拠法令等	消防法第10条第4項、危険物の規制に関する政令第17条第3項、危険物の規制に関する規則第26条、第40条の3の7	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消防庁予防課危険物保安室 室長 白石暢彦
規制目的	航空機給油取扱所の位置、構造及び設備や当該給油取扱所での危険物の取扱いにおける管理を適正なものとするにより、事故防止を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護に資すること		
規制内容の概要	航空機給油取扱所は、飛行場で航空機に給油する給油取扱所であり、危険物による火災を予防する観点から、指定数量以上の燃料(航空燃料JETA-1であれば、1,000L以上)を取り扱う航空機給油取扱所には、漏れた危険物が浸透しないための舗装、航空機がはみ出さない広さの給油空地、漏洩した危険物や可燃性蒸気が外部に流出しない措置等が求められる。 また、指定数量未満の燃料を取り扱う場合においては、上記法令の基準によらないが、市町村条例で規定される基準に従う必要があり、一定の安全性の確保が求められる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>全国でドクターヘリを運航している病院は、共同運航も含めて45施設あり、そのうち、主として病院の屋上で燃料補給を行っている施設が16施設あります。</p> <p>ドクターヘリの一日当たりの燃料給油量を調べたところ、一日当たりの飛行回数が多いと想定される兵庫県のドクターヘリの一日当たりの平均給油量は345Lであり、一回当たりの飛行距離が長いと想定される北海道のドクターヘリの一日当たりの平均給油量は417Lという報告を受けています。また、ドクターヘリは要救助者を迅速に医療機関に搬送するヘリコプターであるため、出動一回当たりの燃料消費量については、一般的なヘリコプターよりも少ないことから、屋上のヘリポートにおける給油量は指定数量(1,000L)未満で運用されている実態であると承知しています(災害発生時で、燃料(危険物)の取扱量が一時的に増える場合は、現行の危険物の仮貯蔵・仮取扱制度で柔軟な対応が可能となっています。)</p> <p>以上のように、病院等の屋上における一日当たりの燃料補給量については、一般的には指定数量(1,000L)未満であると承知していますが、運行回数が多くなる場合や大型の防災ヘリからの給油要請がある場合等、指定数量以上の燃料補給が求められる場合もあると考えられます。</p> <p>このような対応を恒常的に行う場合には、法令に基づいて、病院等の屋上で指定数量以上の給油を行う施設として市町村長等から許可を受けている航空機給油取扱所で、給油を行う必要があります。通常想定される航空機給油取扱所は、地上に設置されるものであることから、現場消防本部等においては、当該許可に係る安全対策等についての判断に苦慮することが想定されます。</p> <p>これを踏まえ、病院等の屋上に設置する給油取扱所は、燃料の大量漏えい、火災等の甚大な被害が発生する可能性があるため、その危険性に対応して屋上にある燃料の量を必要最小限の量とする等、当該給油取扱所の安全対策の考え方について検討する予定です。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持、改革</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>病院の屋上における航空機給油取扱所に係る安全対策の考え方について検討</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成27年度内</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198004

平成27年5月11日

規制の名称	総合国際職業訓練校の設置	所管府省	法務省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号及び別表第1の4、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、並びに平成2年法務省告示第145号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件) 職業能力開発促進法第15条の6	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功
規制目的	「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動を教育機関において行うことを不可欠の前提としているもの。		
規制内容の概要	「教育機関」、つまり教育を行う実施主体が大学等と同等と認められる場合、大学等に準ずる機関であるとして、「留学」の在留資格に該当する。現行においては、公共職業能力開発施設のうち職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校がこの「教育機関」に該当する。 他方、実施主体が大学等と同等と認められない場合、「教育機関」ではないため、公共職業能力開発施設のうち職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校以外で行われる公共職業訓練は「留学」の在留資格には該当しないこととなる。	関連する予 算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	教育を行う実施主体が大学等と同等と認められない場合、本邦において行う活動が「教育を受ける活動」とは認められないため「留学」の在留資格には該当しない。 なお、「留学」の在留資格で在籍していた教育機関を卒業後就職できなかった外国人や、就労可能な在留資格で就労していた外国人が離職後本邦での再就職を希望する場合は、就職活動を目的とした「特定活動」の在留資格が付与される場合がある。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任 の根拠となる法令の条 項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理 由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

190195201760001

平成27年4月22日

規制の名称	宅地建物取引業の免許	所管府省	国土交通省
根拠法令等	宅地建物取引業法第3条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	土地・建設産業局不動産課長 清瀬和彦
規制目的	国民の生活・経済活動の基盤である不動産の取引については、宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない一般の売主や買主等となる国民に不測の損害を与えることになることから、宅地建物取引業については免許制度を実施することで、取引の公正を確保し、売主や貸主のみならず、買主や借主等の利益を保護を図っている。		
規制内容の概要	宅地建物取引業法第3条において、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣の、1の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	宅地建物取引業法においては、国民の生活・経済活動の基盤である不動産の取引については、宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない一般の売主や買主等となる国民に不測の損害を与えることになることから、宅地建物取引業については免許制度を実施し、免許基準を整備することで、宅地建物取引業を営むにふさわしい者か否かを審査し、不適格者を事前に排除することで、取引の公正を確保し、売主や貸主のみならず、買主や借主等の利益を保護を図っているところ。また、頻発する紛争等に対応して、免許の取消し等を含む監督事務を実施し、買主等の利益保護等を図っている。(※)このため、国や地方公共団体が媒介依頼をした場合であっても、買主等が不測の事態を生じる恐れがないよう免許制度を維持することが、買主等の利益の保護等のために必要である。 ※平成25年度においては、314件の監督処分、840件の勧告等を実施。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

070194901080002

平成27年5月8日

規制の名称	古物商における相手方の真偽の確認方法	所管府省	警察庁
根拠法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第2号 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第2項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 小田部 耕治
規制目的	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること。		
規制内容の概要	古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、古物営業法第15条第1項各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	古物商における相手方の真偽の確認方法として、相手方から署名入りの文書の交付を受ける方法を追加(平成7年法改正) 古物商における相手方の真偽の確認方法として、相手方による電子署名が行われた電磁的記録の提供を受けること等の非対面による方法を追加(平成14年法改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	古物営業法第15条第1項柱書では、「古物商は、古物を買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。」と規定し、同項第2号で上記措置の一つとして、「相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けること。」と規定している。 また、古物営業法施行規則第15条第2項では、「法第15条第1項第2号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。」と規定している。 上記義務は、「盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資する」という古物営業法の目的を達成するために古物商に課せられている義務であり、維持する必要がある。 相手方の真偽の確認方法として電子タブレット等に対して行った手書きの署名を用いる方法については、古物商における当該方法の需要について調査を実施するなどした上で、その実施方法や古物営業法施行規則の改正の可否等について検討し、平成27年度内に結論を得ることとする。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>